

令和6年度（2024年度）「八王子市幼児教育・保育施設における
子どもの安全・安心月間」実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、八王子市内の認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、幼稚園類似の幼児教育施設及び認可外保育施設（以下「幼児教育・保育施設」という。）における子どもの事故防止のための継続的な取組を推進するため、「八王子市幼児教育・保育施設における子どもの安全・安心月間」（以下「安全・安心月間」という。）における、八王子市及び幼児教育・保育施設の子どもの安全・安心に関わる種々の取組の実施について必要な事項を定める。

（実施時期）

第2条 9月1日から同月30日までの1か月間とする。ただし、取組内容に応じて、当該期間外に実施することも可能とする。

（実施主体）

第3条 八王子市及び幼児教育・保育施設とする。

（重点テーマ）

第4条 「園児の確実な把握」とする。

（実施内容）

第5条

（1）八王子市においては、次の取組を実施する。

ア 月間の周知

イ 子どもの安全・安心に係る研修

ウ 幼児教育・保育施設における研修・啓発の実施支援

（2）幼児教育・保育施設においては、次の取組を実施するよう努める。

ア 子どもの安全・安心に係る各種マニュアルに関する取組

（取組内容の例示）

- ・各幼児教育・保育施設における子どもの安全・安心に係る各種マニュアルの内容点検
- ・施設・設備等の安全確認に係るチェックリストの作成及びチェックリストに基づく点検
- ・あらゆる事故を想定した訓練

イ 子どもの安全・安心に係る研修に関する取組

（取組内容の例示）

- ・施設長を中心とした日常の幼児教育・保育の実践の振り返り
- ・子どもの安全・安心に係る研修等
- ・施設内でのヒヤリ・ハット事例の記録及び職員間での共有

（実施報告）

第6条 幼児教育・保育施設は、安全・安心月間の実施内容について、「八王子市幼児教育・保育施設における子どもの安全・安心月間取組報告書（第1号様式）」を作成し、次条に定める庶務を処理する機関に毎年10月末までに提出するものとする。

（庶務）

第7条 子ども家庭部子どもの教育・保育推進課が行う。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

附 則

決定の日から施行し、令和6年（2024年）4月1日から適用する。